

令和4年度第1回 多治見市地域自立支援協議会 議事概要

1 開催日時

令和4(2022)年12月26日(月) 午後1時30分から午後2時50分まで

2 出席者(敬称略)

水野 富夫(岐阜県身体障害者福祉協会 多治見支部)
浅井 陽子(知的障がい者団体多治見地区手をつなぐ親の会)
吉村 佳代(東濃子ども相談センター)
宮澤 由紀子(岐阜県東濃保健所 係長)
浅野 保敬(多治見公共職業安定所 職業相談部門雇用指導官)
堀 冴(東濃成年後見センター 相談員)
木村 泰宏(陶技学園相談支援センター 主任相談支援専門員)
笠原 佐知子(はなの木苑 相談支援専門員)
藤木 誠(相談支援事業所ホーリークロスセンター長)
加藤 健史(東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト主任職場定着支援担当)

欠席

鈴村 邦典(多治見市社会福祉協議会自立支援課 なごみの杜かさほら)
早瀬 亜紀(社会福祉法人みらい 理事長)
岩本 眞知子(多治見市民生児童委員協議会障がい児(者)福祉部会長)
大竹 陽平(東濃特別支援学校 校長)

事務局

多治見市福祉課:加藤 泰治部長、大山 克則課長、山田 康則 障がい者支援グループリーダー、障がい者支援グループ グループ員 吉田 寛、大澤 昌世

3 議事 主なやりとり

【福祉部長 加藤】

委員に就任いただき感謝する。東濃広域の基幹相談支援センターは委託相談支援事業所のうち、2事業所が多治見市にある。緊急時対応も今年度から運用も始まり、広がりを期待している。

多治見市の令和3年度決算で、一般会計約450億円のうち福祉関連費は162.6億円で36%ほど。教育費の2倍以上になっている。大きい予算がつくのはありがたいことだが、持続可能となるよう適正化も重要視していきたい

昨今の園児虐待や子どもの置き去り事案の報道がされているが、多治見市の幼保では無い。

【事務局】

委嘱状は委員の席に配付させていただいた。

鈴村委員、早瀬委員、岩本委員、大竹委員は欠席となっている。

今回から、1名増員で東濃成年後見センターの堀委員に新たに参加いただいている。

【全体】

自己紹介(委員と事務局)

【事務局】

多治見市地域自立支援協議会設置規則第5条の規定により会長及び副会長の選出をお願いする。委員のうちで互選となっているが、推薦等あるか。

(声上がらず)

では、会長に身体障害者福祉協会の水野委員、副会長に手をつなぐ親の会の浅井委員にお願いしたい。ご承認いただけるか。

(異議無く、承認された)

【会長・副会長】

就任の挨拶

【会長】

多治見市情報公開条例に基づき、この会議の公開、非公開について諮る。公開で良いか。

(異議の声無し)

それでは公開とする。

【事務局】

議事録については、事務局で取りまとめ、委員に確認いただいてから委員名を公表せずホームページ上で公開する。また議事録作成のため会議を録音するので、了承いただきたい。

【会長】

議題2「基幹相談支援センターの活動状況について事務局から説明を願う。

【事務局】

新任委員もいるため、基本的なところから説明する(資料3参照)

基幹相談支援センターとは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2の規定により市町村が設置する機関。平成31年4月から東濃5市にて共同設置し、6基幹相談支援事業所に委託している。

共同設置のメリットとしては、東濃5市圏域における福祉関連資源には、ソフト面、ハード面においてばらつきがあるが、それを補完することができること。また、それぞれの資源には得意分野があり、それを圏域内で活用ができること、毎月1回5市担当者及び6基幹相談支援事業所が運営会議を開催しており、困難案件への対応協議、情報共有等を行っており、圏域全体の底上げが図られていることがある。

関係委員から補足説明をお願いする。

【委員】

平成18年自立支援法から平成24年に改正があり、障害福祉サービス受給者は全員相談支援事業所がつくこととなった。基幹相談支援センターの相談支援専門員は、相談支援全体の質を高め、負担を支えている。具体的には難しい案件や緊急案件について圏域内の相談員や事業所からの相談に乗り、助言をしたり、関係機関との連絡、調整を行っている。

資料4をもとに説明する。項目1(総合的、専門的な相談支援)、項目2(地域の相談支援体制の強化の取り組み)については、力を入れている。

項目3(地域移行・地域定着の促進の取り組み)、項目4(権利擁護・虐待防止の取組)については、まだ十分とはいえない状況である。

項目1については、困難事案が増加している。親の高齢化に伴う案件もある。

項目2については、研修会、助言、指導によって相談業務の質を高めている。研修会等、コロナ禍出なければ、もう少し回を重ねることでいたと考える。

項目3については、福祉関連資源が近くになくても、そこで生活するしかない方や、退院して地域に戻る方などの案件が増えている。

項目4については、研修や働きかけが必要だと考えているが、手が回っていない状態である。基幹相談支援センターも4年目だが、相談員が足りていないと感じる。相談員1人で100

件の案件を担当している者もいる。東濃全体の問題として考えてきたい。

【会長】

委員から何か質問はあるか。
(質問なし)

続いて、議題 3 地域生活支援拠点等の運営について事務局から説明願う。

【事務局】

こちらについても、基本的なところから説明する(資料 5 参照)。

地域生活支援拠点とは、障害の重度・高齢化や親なき後に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を確保し、地域生活を支援する仕組みのこと。

東濃圏域では、5 市の連携により統一ルールを整備し、複数の障害福祉サービス事業所等(拠点事業所)が既存のサービスを提供することにより東濃圏域を面的に支援する体制で実施する。

地域生活支援拠点の機能は①相談、②緊急の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保養成、⑤地域の体制づくり、の 5 点。

東濃圏域には東濃基幹相談支援センター・委託相談支援事業所・特定相談支援事業所等による相談支援体制があり、「①相談」の機能は有しているため、この相談機能を活用して「②緊急の受入れ・対応」を実施する。

検討経緯については、平成 29 年度に協議を開始し、東濃 5 市の連携により平成 31 年度の稼働を目指して基幹相談支援センターを整備し、機能強化した上で、令和 2 年度末までに面的整備型で地域生活支援拠点等を整備することで合意した。

平成 30 年度には基幹相談支援センターの稼働準備を完了し、令和元年度 4 月から稼働開始。令和 2 年度ではコロナ禍で協議が遅延したことから、地域生活支援拠点等の整備目標時期を令和 3 年度末まで延期した。わかりやすい制度設計、サービス提供事業者の主体的な喚起と協働意識の醸成を目指し、情報共有・合意形成を図りながら丁寧に進めることで合意した。

令和 4 年 4 月に各市で、事業実施要綱を制定し、地域生活支援拠点の運用を開始した。

「②緊急の受入れ・対応」については、各市で緊急時対応事業実施要綱を制定、多治見市では、(令和 4 年)12 月 22 日現在 15 事業所が登録を行っている。登録事業所に対し説明会を 2 回実施している。

また令和 3 年度「東濃圏域地域生活支援拠点における緊急時対応事業の手引き」を策定し、令和 4 年度に運用を開始している。

説明については以上である。関係する委員から補足説明有ればいただきたい。

【委員】

補足ではないが、例えば高齢の親と障がいのある子がいて、親が倒れて入院した場合、障がいのある子をどうするか、ということに対応している。受け入れる事業所は、登録事業所で、輪番で受け入れる仕組みとなっている。これまでの運用を振り返り、向上させていきたい。

住んでいる地域や、障がいの種別でルールはある。重度障がいの方の場合は輪番制、精神障がいや軽度の知的障がい者はグループホームの空いているところなどとなる。

【委員】

大人の障がい者だけか。登録事業所はどこか。

【事務局】

この事業は、大人の障がい者に対応する。多治見市内の事業者は、第一陶技学園、第二陶技学園、共同生活とうぎ、みんなの手ショートステイ、CSポート、はだしの家、GiOhome、さん

らいずショートステイ、グループホームさんらいず、恵、和、同朋会東濃ケアホーム、こだまのいえIP北丘、優が丘ホーム、共同生活ラップの15事業所である。

【委員】

もしなにか困ったことが生じたら、まずは市役所に相談すると、状況を確認して緊急事案か否か基幹相談とも相談しながら、判断し対応することとなる。

【会長】

続いて、議題4 地域自立支援協議会専門部会活動報告について事務局から説明願う。

【事務局】

資料2の②にあるように、多治見市地域自立支援協議会設置規則第7条に協議会に専門部会を置くことができる、となっている。

専門部会は資料6のとおり、4部会あり、(1)就労支援部会、(2)重身支援部会、(3)相談支援部会、(4)精神障がい支援連携部会、となっている。

(1)、(2)については今年度まだ実績はないが、(3)は10月に地域生活支援拠点における緊急時対応事業についてを主な議題として部会を開催した。

(4)については、障がい者の困りごとへの取組についてのプロセスシート作成のため、7月に障がい者のニーズや困りごと集めや、地域ごとの課題を検討し、10月に課題ごとの目標決めや課題解決に活用可能な強みの把握を検討、1月には10月に検討されたものの内容確認と、市の取組の決定、圏域への取組提案の検討を行っている。

関係委員から補足があれば願います。

【委員】

令和2年度に精神ケア部会を圏域の部会として設置した。国の「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業」に岐阜県が手を挙げ、東濃がそのモデル地域になった。

令和3年度は、各圏域の市町村に設置することを目標にしてきたが、圏域の全市が設置するのは東濃のみである。

圏域と市が連携して重層的にPDCA(プラン-ドゥ-チェック-アクション)を2輪で回していくイメージでとらえている。PDCAを回すためのプロセスシートを5市作成して、地域の課題に見える化して、福祉と医療などの連携を進めてもらいたい。5市としての課題を決めて、圏域へ提案をいただき、圏域としても考えていくという仕組みを考え、取り組んでいるところ。年度末までに提出していただき、問題を共有し、具体的なものにしていきたい。

協議の場は、今は行政と医療機関、相談支援事業所などだが、障がい当事者や障がい就労する方などにも参加等協力を得て進めたい。

【委員】

精神障がい分野を特別視するのではなく、同じ障がいとして対応していくことが今回の事業の趣旨。今年度よく準備し、来年度プロセスシートの活用につなげていきたい。

【会長】

委員から質問ないか。(質問なし)議題は以上だが、全般的な質問もよいか。(質問なし)

次の会議の予定について、事務局からお願いしたい。

【事務局】

次回会議は、3月に開催の予定。新型コロナウイルスの感染状況によっては、書面開催とする可能性がある。ご承知願いたい。

【会長】

これをもって、会議を終了する。委員のご協力に感謝する。

以上